

福島学院大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、福島学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

「真心こそすべてのすべて」という建学の精神は、寄附行為や学則に明記され、学生対象の諸行事、教職員の会議などで周知を図る努力がなされている。また、これを「経営・教育運営方針」「教育運営計画」などに具体化し、その実現に努力している。教養科目「本学の教育」を開設、建学の精神が学生に理解されるよう必修科目としている。

教養教育の充実を図るため「教養教育委員会」、更にそのもとに 4 つの部会を置き、組織的に取り組んでいる。外部の意見や提言を積極的に聞き、教育改善を進めるシステムを整備し、実際に改善している点は優れている。

教育課程は、福祉・心理関連科目を幅広く系統的に年次編成して、各種資格取得に便宜を図るとともに、それぞれの科目群の所定単位履修を共通選択として卒業要件に課している。

学生の学習支援、学生サービスの提供、就職支援システムなどは先進的で、意欲的に取り組まれている。特に、クラスアドバイザーが配置され、クラスセミナー、学生への個別面談、成績不振者への指導・援助体制などが丁寧かつ徹底したものになっている。また、授業評価アンケート、改善意見書、「学科学友会懇談会」「院生懇話会」などの学生の意見聴取システムも優れており、実際の改善に生かされる制度となっている。

授業改善は、学長、学科長はもちろんのこと、更に法人監事も参加する授業参観・評価を行い、学生の家族まで参加する「学科評議員会」を設け意見を反映するなどしている。

事務組織は、各職員の「個別業務遂行」「改善目標計画書」の達成状況を評価、職員の資質・能力の向上のため、全学的な SD(Staff Development)研修会や学内研修を数多く実施している。

経営と教学が連携する「運営委員会」や「学科長主任会議」などの組織が設けられ、重要な施策を立案、遂行する上での協力体制が確立している。教員とともに職員が各種会議の正規構成員として位置付けられ、積極的に発言し、経営・教学・事務局が一体で大学運営を行うスタイルが定着している。全教職員を対象に「教職員説明会」「初顔合わせ会」などが開催され、理事長、学長から年間の課題や方針などの説明が行われ、全教職員が一丸となり目標実現に取り組む運営上の体制が整えられている。

自己点検・評価活動は、大学設立当初から積極的に取組まれており、「教育運営計画書」「部課室運営計画書」などの基本方針を明示し、これらの計画に対する達成度評価を「自己点検・評価報告書」にまとめ、改善を進める取組みは、目標、計画、到達度評価のサイクルを定着させる優れた取組みである。事業計画、同報告書もわかりやすく作られている。

財政基盤については、入学者数減少傾向を踏まえ、中期財務計画を策定し、人件費、経費支出の抑制に努め、帰属収支差額において収入超過を維持している。財務情報をはじめ基本情報のホームページでの公開が期待される。

キャンパスは必要な施設設備が整備されている。耐震整備、バリアフリー化は計画的に進められたい。心理臨床相談センターを始め専門を生かした地域連携の活動が行われ、組織倫理、危機管理体制も整備されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

「真心こそすべてのすべて」という建学の精神は、寄付行為や学則第 1 条に明記され、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的、「感銘と感動を与え、知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すと共に、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する」とした教育の理念も学則に規定されている。学生便覧、保護者宛の「家族会報」や「大学報」などで具体的かつ詳細に解説が附されている。建学の精神や大学の目的などは、ホームページや入学案内、学校案内パンフレット、授業計画、学生便覧「大学報」「家族会報」など各種印刷物に掲載され、更に各種式典、オリエンテーションなど学生対象の諸行事、教職員の会合などさまざまな機会に周知を図る努力がなされており、学内外に広く公表されている。

建学の精神は明確で、その目指すところが、教育内容や教学運営、教育システムに具体化され、学生の育成にも反映されており、また、教養科目に「本学の教育」が設けられ、建学の精神に基づく教育目的が学生に理解されるよう必修科目としている。

建学の精神をいかに大学運営に反映させ、実現のための取組みを進めるかという視点から方針や計画を具体化し、経営・教育運営方針、教育運営計画という形で教職員に浸透させ、その実現に努力している。それらの集大成としての感動を作り出す入学式や卒業式なども取組みの成果として優れている。

【優れた点】

- ・建学の精神「真心こそすべてのすべて」に基づく人材養成目標を達成すべく、カリキュラムや授業内容への具現化に努めている。「本学の教育」の開設や実習教育の評価表への建学の精神の設定など実効性ある取組みは評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的組織として、福祉学部、福祉心理学科、臨床心理学研究科、「大学附属メンタルヘルスセンター」「大学院附属心理臨床相談センター」が適切に設置され、「福祉の専門家」の養成、地域のメンタルケアの中心的拠点、研究機関としての適切な関連性が保たれている。大学の教育目標を達成する仕組みとしての教育・研究組織は十分な体制を整備しており、適切に運営されている。

教養教育の改善については、より専門的な立場から教養教育内容向上・充実を提言する「教養教育委員会」を設置し、更にその下部組織として「生活教養部会」「国語表現部会」「英会話部会」「教養体育部会」の 4 部会を置き、組織的に取り組んでいる。外部からの意見や提言を積極的に取り入れ、教育に具体化するためのシステムを作り、改善を進めている。

教育方針などを形成する組織と意思決定機関は組織的に確立しており、「学生指導委員会」や「学友会連絡会」などが授業改善などに意思決定の補完機関として機能している。

【優れた点】

- ・ 学生、卒業生、保護者の意見を直接くみ上げ、それを実際の運営や改善に反映させる仕組みになっており、外部からの意見を実際の科目新設（生活教養Ⅱなど）につなげている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・教育の理念を踏まえた教育目的を実現するための教育課程の編成方針や授業の方法などが学則に規定されている。更に、対人援助職の養成が目標に定められ、福祉心理学科に社会福祉・精神保健福祉コース、児童福祉・カウンセリングコース、臨床心理コースが設置されている。

福祉心理学科の教育課程は、福祉関連科目・心理関連科目を幅広く系統的に年次編成し、各種資格取得に便宜を図るとともに、卒業要件にそれぞれの科目群の所定単位履修を共通選択として課している。教養科目は専門教育を学ぶための基礎学力及び社会人としての必要な教養を養うことを目的として、7 科目群が設定されている。

教育目的の達成状況を把握するため、授業の改善などに教員による自己評価のみでなく、「学科評議員会」や「大学懇話会」の運営などにより、学内外の意見を直接反映する点検・評価のシステムが確立されている。

【参考意見】

- ・履修制限の上限が高く設定されているので、適切に改定されることが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、学則第 2 条（教育の理念）第 2 項「本学が求め、そして育成しようとする人間像については別に定める」に基づき、「求める学生像」として学校案内に明記されており、また、「福島学院大学入学者選考規程」に基づき入学者選考の基本方針が定められている。

学生への学習支援体制は、各クラスにクラスアドバイザーが配置され、1 年次生に対しては個別面談担当のサブアドバイザーが学習の支援を担当するように構築されている。また、全教員による個別面談、クラスセミナー、オリエンテーションなどの実施を通じて、個別的又は全体的な学習支援が行われている。

授業評価アンケートなどの意見を集約する仕組みが整備され、実際の改善につながる制度となっている。また、必要に応じて「学科授業改善委員会」も開催されている。更に、健康相談、心的支援、生活相談などの学生サービスが実施されている。

就職・進学支援については、「就職対策委員会」が設置され、また、事務局に就職課を設置し就職先の開拓、アフターケア訪問、学生への就職情報の提供と指導及び外部講師による就職ガイダンス実施などに努めている。

【優れた点】

- ・学生への学習支援体制は、クラスアドバイザー制、クラスセミナー、学生への個別面談、成績不振者への指導・援助体制など、丁寧かつ徹底したものになっており、評価できる。
- ・授業評価アンケート、改善意見書、「学科学友会懇談会」「院生懇話会」などの意見を集約する仕組みが整備され、それらが実際の改善に生かされる制度となっていることは評価できる。
- ・クラスセミナーを活用した毎週の就職活動に関する多面的な情報交換、情報提供、体験発表などの活動は、学生一人ひとりの直面する課題に沿った内容になっており、評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

福祉心理学科には、福祉学科、臨床心理学科、保育学科の3学科に相当する教育課程を編成し、教員の配置が行われている。教員数は大学設置基準や免許・資格に関する基準を満たしている。

教員の採用・昇任の方針は明確に規定されており、また、教員の担当時間などは概ね適切である。

授業については、「教員授業実施規程」をはじめ多面的な実態把握や評価によって改善が図られている。特に、学長、学科長はもちろんのこと、更に法人監事も参加する授業参観・評価が行われている。更に、卒業生、学識経験者及び学生の家族などから構成される「学科評議員会」が設けられ、その意見を反映するなど積極的な対応がなされている。

教員の研究費などについては、規程により配分と使用用途が定められており、教員表彰による増額配当も行われている。また、研究意欲の向上、研究活動の活性化のために特別研究費が支給されている。

教育研究活動については、自己評価や学科FD (Faculty Development)会議などで継続的な点検活動が行われ、年度毎に次年度への改善・課題を提示するなど、活性化が図られている。

【改善を要する点】

- ・「教員資格審査任用規程」が短期大学部と共用されている点は改善を要する。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、「業務組織規程」に基づき編成され、職員の採用については、「職員就業規則」に基づき行われている。昇任・異動は、各職員の「個別業務遂行及び改善目標計画書」の達成状況の評価や毎年実施の「職場異動希望調査」を踏まえ、常任理事会の議を経て理事長が決定している。

職員の資質・能力の向上のため、全学的なSD(Staff Development)研修会を年4回実施し、教育・管理運営方針の説明や職員の意識改革及び業務への取り組み姿勢の見直し、その他学内の諸業務に対する共通理解を図っている。また、勤続3年未満の職員を対象にはほぼ毎月学内研修を実施している。また、「職員学外研修許可に関する規程」及び「大学院進学サポート規程」を整備し、職員の資質・能力向上に努めていることは優れている。

教育研究支援体制については、「業務組織規程」に基づき事務局を設置し、必要な課・室を整備している。また、毎月定例開催の「学科長主任会議」に、理事長・学長及び教育管理職者のほか、事務局管理職者が正規構成員として出席し、学科の重要案件や教育運営・管理運営に関する事項が協議されており、教育研究支援体制が適切に機能するよう努めている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

経営と教学が連携できる組織体制をとっており、目標や計画、重要な施策を立案する上での協力体制が確立している。経営と教学の政策立案とその遂行を一体的に行う上で、「運営委員会」「学科長主任会議」が、経営・教学・事務が一体となった会議体として機能しており、相互連携と協力体制の強化に大きな役割を果たしている。

また、全教職員を対象にした「教職員説明会」や「初顔合わせ会」などが開催され、理事長、学長から管理部門、教学部門の課題や方針などの説明が行われるなど、教職員間における情報の共有が図られ、全教職員が一丸となり目標実現に取り組んでいる。

学科、研究科の「教育運営計画書」、部・課・室の「部課室運営計画書」などの基本方針が明示されている。これらの計画に対する達成度を点検・評価し、その評価結果を取りまとめ、改善につなげる取組みは、目標、計画、到達度評価のサイクルを定着させる取組みとして優れている。自己点検・評価活動は、大学設立当初から積極的に取組まれており、「自己点検・評価委員会」の設置を学則に定め、毎年度自己点検・評価活動を展開し「自己点検・評価報告書」にまとめている。

【参考意見】

- ・「自己点検・評価報告書」を、ホームページ上で公開することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財政基盤については、入学者数減少傾向を踏まえた中期財務計画を策定し、大学の教育研究目的を達成するために必要な施設設備の整備・充実に努めている。更に、退職金や期末手当の見直しを行うなど人件費支出の抑制などに努め、帰属収支差額において収入超過を維持している。また、会計処理は学校法人会計基準に基づき行われており、会計監査については、監事と公認会計士との意見交換を行うなど、より有効な監査の実施に努めている。

財務情報の公開については、解説などのわかりやすい資料作成やインターネットの利用により広く社会に周知することが課題であるが、大学の広報誌に資金収支・消費収支の概要及び事業報告を掲載し、大学関係者への周知が行われている。

外部資金の導入については、採択制の特別補助金の獲得に努めている。また、資産運用

収入については、安定的な運用による収入増に努めている。

【参考意見】

- ・財務情報については、ホームページ上で公開されるとともに、財務状況をわかりやすく解説するなど、広く社会に周知することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するためのキャンパス（校地、運動場、校舎などの施設設備）は、短期大学部と共用しているが、必要な施設設備が整備され、適切な維持・運営に努めている。

施設設備の安全性確保については、体育館の耐震工事が計画されているが、耐震診断などの結果に基づく計画的な耐震補強工事の早期実施が望まれる。バリアフリー化について、福島駅前キャンパスでは多目的トイレや点字表示付きエレベータ、点字ブロック、車椅子で使用できる席を全教室に設置している。また、障がい者団体の研修会場などに貸与・活用されている。今後は、宮代キャンパスについても計画的整備が期待される。

教室などは冷暖房完備のほか、インフルエンザなどの対策の一環として大教室などに加湿器を設置するなど、快適な教育研究環境の確保に努めるとともに、学生が自習できるスペースをキャンパス各所に設けている。また、キャンパスには喫煙所設置による分煙を徹底し、将来的には学内全面禁煙を目指すなど、学生に最適な教育環境を提供するための努力が行われている。

【参考意見】

- ・宮代キャンパスの一部校舎について、計画的な耐震整備の早期実施が望まれる。
- ・宮代キャンパスについて、点字ブロック設置などバリアフリーへの計画的な整備が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

学則第 1 条第 1 項に「地域社会に積極的かつ実践的に貢献すること」を定め、地域社会との信頼関係の構築に努めている。「大学院附属心理臨床相談センター」「大学附属メンタルヘルスセンター」をはじめ、専門を生かした地域連携の活動、市民サービスの提供を行

い、高い利用実績を上げている。図書館の開放、公開講座、リフレッシュ教育、大学施設の一部を地域の団体などに貸与するなどにより、広く大学の物的・人的資源を社会に提供し、生涯学習の拠点としての役割を果たしている。

また、県内の高等教育機関との連携や国内外の大学との姉妹校提携を行うことで教育研究上の関係を構築している。学生のボランティア活動などを通じて、地域社会との協力関係を築いている。

福島県飯舘村との相互友好協力協定を締結し、福島県のさまざまな活動に学生がボランティアとして参画することを推進し支援している。地元消防団との相互協力協定を締結し、災害時の協力体制を構築している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関しては「服務規程」をはじめ、個人情報保護、ハラスメント、研究及び研究費など組織倫理に関連する諸規程が整備されている。また、必要な措置や問題発生時の対応について規定するとともに、義務違反などについては「懲戒規程」が定められている。

危機管理については防災・防犯システムが確立されている。訓練なども適宜実施され、キャンパスごとに緊急連絡組織表を作成し、緊急時の連絡体制などが整えられている。また、コンピュータのセキュリティ対策や感染症予防など学生の健康に関する体制も整備されている。

「大学研究紀要」をはじめ「心理臨床相談センター紀要」「大学報」「家族会報」などの刊行、更に公開講座やホームページなどにより大学の教育研究活動について積極的な広報活動が展開されている。

